

令和6年度 年間指導監査実施計画

富山市社会福祉法人並びに社会福祉施設及び社会福祉事業者等指導監査実施要綱第3条の規定に基づき、令和6年度の年間指導監査実施計画を以下のとおり定めます。

なお、法人・施設等の運営に関して指導監査の必要が生じたときは、当初の計画に追加して一般監査を随時実施します。また、事由が重大な場合や指摘事項が改善されない場合等は、特別監査を実施することがあります。

○一般監査(実地指導)

(単位:か所)

区 分		実施周期	所管数	実施数(予定)	実施時期(予定)	実施方法	結果通知時期
1 社会福祉法人		原則として、3年に1回	57	16	6月以降順次	原則として次の方法によります。 ①実施通知の送付 ②事前提出資料の提出 ③指導監査等の実施 ・施設巡回等 ・書類確認 ・ヒアリング ・講評(結果伝達) ④結果通知の送付 ⑤改善報告書の提出(要報告事項のみ) ※当日の対象書類については、実施通知でお知らせします。	指導監査実施日から概ね1ヵ月後
2 施設	救護施設	原則として、3年に1回	1	0	-		
	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム	原則として、3年に1回	48	15	7月～10月頃		
	介護老人保健施設、介護医療院	原則として、3年に1回	29	8	7月～10月頃		
	障害者支援施設、身体障害者社会参加支援施設	原則として、3年に1回	13	3	12月～2月頃		
3 事業所	介護保険サービス事業所等(介護予防、総合事業含む)	原則として、5年に1回(社会福祉法人及び医療法人が運営するものは、3年に1回)	1,351	275	6月～10月頃		
	障害福祉サービス事業所(基準該当サービス事業所を含む)、障害児通所支援事業所等	原則として、5年に1回(社会福祉法人が運営するもの、障害児通所支援事業所は、3年に1回)	644	135	12月～2月頃		
	有料老人ホーム	適宜	61	10	6月～10月頃		
	保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業	毎年(幼保連携認定型こども園については3年に1回)	78	35	10月～12月頃		
4 実施機関	長寿福祉課、こども保育課、こども健康課	毎年	3	3	9月・12月頃		
合計			2,285	500			

○上記にかかわらず、過去に著しく不適切な運営を行っていた事業所及び著しく不適切な運営が疑われる事業所は、指導周期の短縮や随時指導を行うこととします。